

川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画策定業務委託  
 プロポーザルにおける参加表明書に係る質問と回答について

※略称について

- ・川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画策定業務委託プロポーザル実施要領の全編…「実施要領」といいます。
- ・川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画策定業務委託プロポーザル実施要領…「プロポーザル実施要領」といいます。
- ・川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画策定業務委託プロポーザル参加表明書作成要領…「参加表明書作成要領」といいます。
- ・川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画策定業務委託技術提案書作成要領…「技術提案書作成要領」といいます。

No.	質問事項	回答
1	「《実施要領 P 1 3、P 1 4》参加表明書作成要領 2 (7) の注意事項及び (8) の注意事項」について、一部の担当者の業務実績が前職 (転職前) に在籍していた会社でのものであり、「契約書の写し」の用意が難しい場合は、業務履行当時に作成した業務計画書等を「受託したことが確認できる書類」として認めていただくことは可能でしょうか。	当該業務計画書等が業務の発注元に提出した業務計画書等であり、発注者名、履行期間、業務名が確認できる書類であれば、「受託 (履行) したことが確認できる書類」として提出していただいで差し支えありません。
2	「《実施要領 P 1 2、P 1 3》参加表明書作成要領 2 (6) 及び (8)」について、管理技術者調書及び主任担当技術者調書の作成にあたり、各技術者の配置は第 1 次審査の審査方法が大きく影響するものと考えます。「《実施要領 P 6》プロポーザル実施要領 6 (1) ①審査項目」の標記がありますが、その審査方法について、定量評価であればその配点を、プロポーザルの参加資格に照合した定性評価であればその旨をご教示願います。	「《実施要領 P 6》プロポーザル実施要領 6 (1) ①審査項目」の各項目は、定量的評価を行います。 なお、「《実施要領 P 6》プロポーザル実施要領 6 (1) ①審査項目及び 6 (2) ②審査項目」の配点は、非公開としておりますので、ご了承ください。

	<p>また、管理技術者及び主任担当技術者の配置は、「《実施要領P7》プロポーザル実施要領6(2)②ア実施体制」の評価にも含まれると理解しますが、その場合の「《実施要領P7》プロポーザル実施要領6(2)②審査項目」の配点をご教示願います。</p>	
3	<p>「《実施要領P16》技術提案書作成要領3(3)」には、「本要領5ページ4②」とありますが、該当ページに記載されていませんのでご提示願います。</p>	<p>「《実施要領P19》技術提案書作成要領4②提出部数」を参照し、必要事項を記載してください。</p> <p>なお、「本要領5ページ4②」の記載については、「本技術提案書作成要領4②」に訂正いたします。</p>
4	<p>「《実施要領P2》プロポーザル実施要領3(5)及び(6)」では、施設整備基本計画策定業務の実績を求められていますが、施設基本設計業務の実績も認められると解してよろしいでしょうか。</p>	<p>質問の施設基本設計業務が「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版（公益社団法人 全国都市清掃会議）」に記載する「ごみ処理施設整備事業計画」の策定業務に該当する場合は、当該施設基本設計業務の実績を施設整備基本計画策定業務の実績として取り扱います。</p>
5	<p>「《実施要領P2》プロポーザル実施要領3(6)」について、粗大ごみ処理施設の処理能力については、当該施設において不燃ごみも処理対象としている場合、不燃ごみ及び粗大ごみ併せて、15 t / 5 h 以上と解してよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
6	<p>「《実施要領P2》プロポーザル実施要領3(6)」について、粗大ごみ処理施設が焼却処理施設等と併設される施設も実績として認められると解してよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>

7	<p>「《実施要領P 2》プロポーザル実施要領3（8）」について、法令に基づく土壌汚染調査業務とありますが、廃棄物処理法もしくは土壌汚染対策法に基づき、都道府県等の関係機関の指導を受けて実施した調査業務と解してよろしいでしょうか。</p>	<p>土壌汚染対策法若しくは廃棄物処理法の法的見地から都道府県等の関係機関の指導を受けて実施した土壌汚染調査業務については、法令に基づく土壌汚染調査業務と解していただいて結構です。</p>
8	<p>様式5-1に記載する手持ち業務の件数について、対象は担当技術者として従事している業務と解してよろしいでしょうか。もし、管理技術者として従事している業務も含む場合は、担当技術者として従事している業務件数と分けて記載すればよいでしょうか。</p>	<p>様式5-1に記載する「手持ち業務の件数」は、担当技術者等の立場によらず、従事するすべての業務を対象に件数を記載してください。</p> <p>なお、件数は、担当技術者等の立場別に分けて記載する必要はありません。</p>